

# 高齢者等のバス・タクシー利用料金 助成事業ご利用のしおり

## 1. 趣旨

普通自動車免許をお持ちでない方で、外出が困難な高齢者や障がいのある方の外出を支援する制度です。

市民バスやタクシーで使える「優待乗車券」を券面額の半額で交付し、お使いいただくことで市民バスやタクシーを利用する際の費用負担を軽減します。

## 2. 対象者

対象者	確認書類
65歳以上の方	健康保険被保険者証など、65歳以上であることを確認できる書類
障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
児童養護施設、知的障害児施設等の児童福祉施設の料金割引証をお持ちの方	所定の料金割引証
特定疾患医療受給者証をお持ちの方	特定疾患医療受給者証
戦傷病者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳

## 3. 優待乗車券について

○優待乗車券は2種類あります。

優待乗車券の種類	負担額
100円券 10枚つづり（1,000円分）	500円
500円券 10枚つづり（5,000円分）	2,500円

○有効期限 令和9年3月31日まで

○交付上限 券面額で年度内36,000円（負担額で18,000円）まで

## 4. 資格証について

優待乗車券の交付、使用の際には「資格証」の提示が必要です。

資格証の交付は、優待乗車券取扱い窓口で行っています（交流センターを除く）。

申請書に必要事項を記入し、確認書類をご提示いただくと、その場で交付します。

## 5. 優待乗車券の交付を受けるとき

※毎年度、初めて優待乗車券をお求めの際は資格証の交付が必要です。

### ① 資格証の申請・交付

申請書類に必要事項をご記入のうえ、「2. 対象者」に記載してある確認書類を添えて提出してください。

申請書類を確認したのち、資格証をその場で交付します。

### ② 優待乗車券の交付

必ず資格証をご提示ください。

優待乗車券は2種類あります。希望する券種と数量を伝えてください。

資格証の内側にあるスタンプ欄に、交付した金額分のスタンプを押します。

スタンプ欄が全て埋まると、年度内は交付できなくなります。

※代理の方が資格証の申請及び優待乗車券の交付を受けることができます。以下の点に注意して手続きしてください。

1) 資格証を申請するときは、使用する本人の確認書類をお持ちください。

2) 優待乗車券の交付を受けるときは、使用する方の資格証をお持ちください。

## 6. 優待乗車券の使い方

### (1) 市民バスの乗車料金に使用する場合

- バスから降りる際に「資格証」をバスの運転者に提示し、優待乗車券を運賃箱に入れてください。
- 各種障害者手帳により、市民バス乗車料金の減免を受ける方は、減免後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。  
ただし、資格証の提示だけでは、乗車料金の減免の対象であるか確認ができませんので、減免を受ける場合は、「各種障害者手帳」又は「乗車減免証明書」等を一緒に提示してください。

### (2) だんだんタクシー（デマンド型乗合タクシー）の乗車料金に使用する場合

- だんだんタクシーから降りる際に「資格証」を提示のうえ、乗車料金を超えない額面の優待乗車券を運転者に渡してください。
- 各種障害者手帳等により、だんだんタクシー乗車料金の減免を受ける方は、減免後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。  
ただし、資格証の提示だけでは減免の対象であるか確認ができませんので、減免を受ける場合は「各種障害者手帳」又は「乗車減免証明書」等を一緒に提示してください。

### (3) タクシーの乗車料金に使用する場合

- 優待乗車券を使用できるタクシーは、「8. 優待乗車券を使用できるバス・タクシー」にある事業者のタクシーです。
- タクシーから降りる際に「資格証」を提示のうえ、優待乗車券を運転者に渡してください。  
ただし、1回の乗車で使える優待乗車券は、乗車料金を超えない範囲で、券面額で**2,500円**までです。（100円券で25枚、500円券で5枚まで）  
乗車料金と優待乗車券の差額は現金でお支払いください。

例) 乗車料金が2,800円の場合は、500円券5枚（100円券なら25枚）と現金300円

#### 市内タクシー事業者による独自割引について

「身体障害者手帳」や「療育手帳」をお持ちの方は、市内タクシー事業者による乗車料金の1割引を受けられます。乗車料金お支払い時に、手帳を運転者にご提示ください。この場合は、割引後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。

## 7. 資格証の交付及び優待乗車券の取扱い窓口(※交流センターでは資格証の交付はできません)

資格証 及び 優待乗車券	優待乗車券	
雲南市役所 1階	幡屋交流センター	田井交流センター
大東総合センター市民福祉課	佐世交流センター	多根交流センター
加茂総合センター市民福祉課	海潮交流センター	入間交流センター
木次総合センター市民福祉課	鍋山交流センター	
三刀屋総合センター市民福祉課	温泉交流センター	
吉田総合センター市民サポート課	中野交流センター	
掛合総合センター市民サポート課	吉田交流センター	

## 8. 優待乗車券を使用できるバス・タクシー

### 【バス】

運行形態	地 域
雲南市民バス	広域バス（吉田大東線）
	大東地域バス
	加茂地域バス
	木次地域バス
	三刀屋地域バス
	吉田地域デマンド型乗合バス
乗合タクシー	市内各地域だんだんタクシー

### 【タクシー】

事業所名	電話番号
大東タクシー	(0854) 43-2525
ヤマカドタクシー	(0854) 43-2631
加茂タクシー	(0854) 49-7205
三葉タクシー	(0854) 45-2121
ハローサービス	(0854) 45-3180
掛合タクシー	(0854) 62-0003
福祉タクシーかごや	090-1936-5868
福祉タクシーきらり	090-6435-2203
福祉タクシーのたけだ	090-1013-4165
NPO法人 彩	(0854) 49-6121

## 9. 利用上の注意

- 優待乗車券を使用できるのは、資格証に記載された本人だけです。他者への売買・譲渡はできません。
- 優待乗車券は「おつり」が出ません。乗車料金を超えない額面のものをお使いいただき差額は現金でお支払いください。
- 施設入所、入院、又は死亡等のやむを得ない理由により優待乗車券が不要になった場合は、有効期限内のものに限り、払戻しをすることができます。

## 10. 優待乗車券や資格証を紛失したときは？

### ①優待乗車券を紛失した場合

再交付はできません。

### ②資格証を紛失した場合

資格証を紛失したときは、取扱い窓口にて再交付の手続きをしてください。

再交付をした資格証には、年度内に購入された累計のスタンプを押します。

## この制度に関するお問い合わせ

雲南市役所 1階 健康福祉部 長寿障がい福祉課 ☎0854-40-1042